

北栄町会計年度任用職員募集要項

1 受付期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月10日（月）午後5時15分まで
※持参による場合の受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝は閉庁のため受付できません。）
（郵送の場合も最終日の午後5時15分必着）

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、配属先

職 種	採用予定者数	職務内容	配属先
保育教諭A区分	1名	園児の保育に関する業務を行います。	町立大誠こども園
保育教諭C区分	若干名	早朝・延長保育に関する業務を行います。	町内の認定こども園

3 応募資格

（1）性別を問いません。

（2）応募できない人

地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（3）日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務には就くことができません。

4 選考方法

【面接試験】 後日申込者に連絡します。

5 任用期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

6 その他任用条件

(1) 共通

項 目	内 容
各種保険制度	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入 ※保育教諭C区分は加入なし
休暇制度	・年次有給休暇（任用期間、職種に応じて付与） ・特別休暇等 公民権の行使、忌引、子の看護など（有給・無給あり）
服務	会計年度任用職員は一般職の公務員であり、地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程が適用されます。
費用弁償 （通勤手当）	通勤距離が片道 2 km 以上の場合に距離に応じて支給 （職種により 50/100 の額）
その他	通勤用自家用車を駐車場に駐車される場合は、駐車場利用協力金として月 1,000 円の納付をお願いします（給料引き去り）。 ※保育教諭C区分なし

・給食を食べられる場合は給食費を徴収します。

(2) 職種別

職 種	勤務日・勤務時間等	報酬等
保育教諭 A区分	・保育士及び幼稚園教諭免許がある方 月曜日から土曜日のうちの 5 日間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 （1 日当たり 7 時間 45 分） ※開所時間(7:15～19:00)内で 1 日 7 時間 45 分のローテーション勤務 ※ローテーション、勤務のパターンや回数は施設により異なります。	月額 221,000 円～ ※採用時の年齢に応じて額を決定 ※期末手当、勤勉手当、退職手当、クラス担任手当あり
	・保育士または幼稚園教諭免許、 または看護師の資格をお持ちの方 ・いずれの資格もお持ちでない方 月曜日から土曜日のうちの 5 日間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 （1 日当たり 7 時間 30 分） ※開所時間(7:15～19:00)内で 1 日 7 時間 30 分のローテーション勤務 ※ローテーション、勤務のパターンや回数は施設により異なります。	【資格あり】月額 213,870 円～ 【資格なし】月額 192,774 円～ ※採用時の年齢に応じて額を決定 ※期末手当、勤勉手当あり
保育教諭 C 区分	・保育士または幼稚園教諭免許の資格を お持ちの方 ・いずれの資格もお持ちでない方 午前 7 時 15 分から 2 時間程度または午後 4 時から 2 時間程度（月曜日から土曜日 で週 15 時間 30 分未満） ※勤務日及び勤務時間は配属先のローテーションによります。	【資格あり】時間給 1,365 円～ 【資格なし】時間給 1,285 円～ ※期末手当、退職手当なし

・開所時間：午前 7 時 15 分～午後 7 時 00 分 ・給食費を徴収します。

7 申込手続き、提出先

①提出書類

- ・任用申込書
(北栄町役場教育総務課でお受け取りいただくか、北栄町ホームページからダウンロードしてご使用ください。)
- ・保育士資格証(写)
- ・幼稚園教諭免許状(写)
(免許更新済みの方は、有効であることを確認するため、「講習終了確認証明書」の写し)
- ・看護師免許証(写)

②提出先

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1
北栄町役場 教育総務課 子育て支援室
(郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「任用申込」と書いてください。)

【問合せ先】

北栄町 教育総務課 子育て支援室

住 所 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

電 話 (0858) 37-5870

問合せ時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

HP: <http://www.e-hokuei.net>

こども性暴力防止法について

教育・保育などの子どもに接する場での、子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため、2024年6月「こども性暴力防止法」が成立しました。(2026年12月25日施行予定)
事業者には、法律で定められた性暴力を防ぐための取組(安全確保措置)として、こどもと接する仕事に就く人が、過去に性犯罪を犯していないかの確認(犯罪事実確認)が義務付けられます。